

全社民発第 278 号
令和 7 年 3 月 11 日

都道府県・指定都市互助共励事業実施主体 事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 池 上 実
(公 印 略)

令和 7 年度 全国民生委員互助共励事業の実施および 互助共励事業の手引き(冊子)の送付について

本会の事業推進につきまして日頃より格別のご協力を賜り深謝申しあげます。

令和 7 年度の互助共励事業を、別添「令和 7 年度 全国民生委員互助共励事業の手引き」(運営要綱)により実施いたしますので、ご案内申しあげます。互助共励事業の実施にあたり留意事項等にご配慮のうえ、適切な運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、手引き(冊子)は、下記により送付いたします。貴都道府県・指定都市内の互助共励事業実施主体への配布につき、お取り計らいくださいますようお願い申しあげます。

記

1. 「令和 7 年度 全国民生委員互助共励事業」実施内容等について

令和 7 年度事業の実施にあたり、以下の「互助共励事業の手引き」(運営要綱)に関する主な変更点にご留意ください。なお、令和 7 年度事業計画および予算は、令和 6 年度第 2 回運営委員会にて了承されていることを申し添えます。

互助共励事業の手引き(運営要綱)に関する主な変更点

- 表紙タイトルを「全国民生委員互助共励事業 運営要綱」から「全国民生委員互助共励事業の手引き」に変更
- 目次ページの追加、一部ページの掲載順の入れ替え
- 申請期限の注意書きを申請様式に追加
- 下記改定内容の追記
 - 互助事業公務給付の取り扱い一部改定
令和 6 年 6 月 5 日一部改定。公務関係 傷病見舞の公務傷害・公務疾病の金額「3 万～」を「2 万～」に減額。令和 7 年 4 月 1 日より適用。

➤ 互助事業一般給付の取り扱い一部改定

令和6年6月5日一部改定。一般給付 退任慰労の対象を「在任9年以上」とし、金額は「一律5千円」に改定。令和10年12月1日（一斉改選に伴う11月30日退任者）より適用。

2. 「令和7年度 全国民生委員互助共励事業の手引き」の送付部数について

- ・ 貴会への送付部数は別紙①「配布数一覧」のとおり。
発送代行業者（株式会社 東伸社）より一括してお送りします。
- ・ 貴都道府県・指定都市内の市区町村互助共励事業実施主体へ配布いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 申請・報告様式のデータについて

申請・報告様式等は「全国民生委員互助共励事業ホームページ」よりダウンロードいただけます。掲載については只今作業中のため、3月末に更新の予定です。

● 「全国民生委員互助共励事業ホームページ」URL

<https://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/index.html>

*本件に関するお問合せ先

全国社会福祉協議会民生部（担当：土谷、野口）

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

Tel.03-3581-6747 / Fax.03-3581-6748

E-mail:z-gojo-hoken@shakyo.or.jp